

プレスキット テーマ・ペーパー4 (仮訳)

重要なパートナーとしての民間セクターi

1. 民間セクターと児童の商業的性的搾取の関連

作為・不作為によるを問わず、民間セクターⁱⁱは児童の商業的性的搾取に関与している。これまでは、民間企業の中でも、観光旅行業界、メディア、新技術関連業界の3部門が児童の商業的性的搾取に関する議論の中で特に取り上げられてきた。

観光旅行産業は、数年前から、自分たちが児童の商業的性的搾取の助長にかかわっているという事実と向き合い、これに終止符を打つべく積極的な取り組みを行っている。メディア業界、つまりジャーナリスト、写真家、テレビおよび映画制作者、俳優およびモデルのエージェント、音楽会社、広告代理店もまた、児童の商業的性的搾取の摘発にかかわるよう努力しているが、メディアによる児童の商業的性的搾取の取り上げ方と、そのようなメディアのメッセージが児童の脆弱さと搾取を行う者の行動根拠に多大な影響を与えることについてのメディア業界の理解の間には、依然として落差がある。

インターネット・プロバイダー、電話通信会社、デジタル・イメージ記憶装置を生産する企業など、新技術分野で活動する比較的若い企業は1996年にストックホルムで開催された第1回の「児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」以来、主にインターネット上の児童ポルノに関連して、かなりの注目を集めている。ただし、新技術と児童の商業的性的搾取との関連については、あまりよく調査されていない。

一般的に、利潤の追求を目的とした企業が児童の権利の保護に関心を持って、コミットをしているかもしれないが、それは本来のビジネスと比べれば二次的なものでしかない。この点が、非営利団体との違いである。その上、営利目的のビジネスにおいては、児童の権利よりも利潤の追求が優先される危険が非常に高い。例えば、たとえ民間産業が若者の将来の雇用機会の拡大を支援することに関心を持ったとしても、それ

に必要な費用を後に埋め合わせできないとしたら、企業はためらうであろうし、株主などからそのような試みを止めるよう圧力がかかることもありうる。

2. 民間セクターの責任に関する国際法

1989年に採択された「児童の権利条約」は、児童の権利の保護に関して、最も包括的で、かつ広く合意を得られた規定を定めている。第31条から37条は、休息・余暇等に関する権利や、経済的搾取や性的搾取を含む様々な虐待の禁止について規定している。1999年に採択されたILOの「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(第182号)」は、締約国に対し、関係のある使用者団体及び労働者団体と協議した上で、最悪の形態の児童労働である児童の商業的性的搾取(有害な労働に従事させることや虐待を含む)を撤廃するために、行動を起こすことを義務づけている。その他のILO条約、例えば最低年齢、奴隷に類する状態、雇用基準に関する規定も、労働関連団体、非政府組織、政府間組織が協力した体制を作る上で重要である。

民間セクター産業、特に多国籍企業における労働条件を規正するために、拘束力を持たない多数国間宣言が数多く採択されている。このような宣言の多くは、国家、雇用者、労働者をその対象に含んでいる。最も重要なのは、これらの宣言が、民間産業は権利を尊重する必要があると認識しているだけでなく、民間産業はその社会的立場により、人権の尊重を推進する強い義務を負っていることを指摘している点であろう。なお、経済開発協力機構(OECD)の「多国籍企業のためのガイドライン」(1977年)にも同様の規定がある。

国連は最近「グローバル協定」("Global Compact")を作成した。これは、民間企業に対し、活動を行っている国において、良き「世界市民としての行動」を示すことを求めている。この協定の人権に関する部分は、民間企業が活動を行うにあたって、国際的に宣言された人権の保護を尊重し、人権侵害に加担しないよう定められている。これは自発的な協定ではあるものの、産業界に対して人権尊重を呼びかけており、人権の保護と促進に向けた重要な進歩を表している。

こうした「ソフト・ロー」文書に拘束力はないが、搾取からの保護を含めた児童の権利の保護および促進に向けて、民間セクターがどのような役割を果たすことができるかを示した重要なガイドラインである。

3. その他の業界の関与

民間産業の多くは、一見搾取と関係がなさそうでも、搾取と闘うにあたり重要な役割を果たすことができる。

例えば、トラフィッキングの被害にあった児童の多くが、なぜ家族から離れ、自らを危険にさらしたのか問われた場合に、仕事がないこと、生活水準の低さ、よりよい将来を求めてといった理由を挙げるとする。その場合には、正当な賃金と労働環境が約束された、現実的な雇用の機会を若者に提供できれば、児童を搾取から保護するために、民間企業が重要な役割を果たすことができるのは明らかである。

さらに、搾取の予防のために積極的な行動を起こすことのできる産業は多数存在する。例えば、特に性的搾取の被害に遭いやすい若者を対象に、訓練プログラムを実施することができる。また、アドバイスを受ける機会を設けたり、教育の機会を改善するために資金を提供したり、奨学金を与えることもできる。従業員や仕事の関係者は、搾取を行う側にも、児童を保護する側にもなりうる。そこで、彼らの意識を啓発すれば、児童の商業的性的搾取に対するコミュニティや個人の姿勢にも影響を与えることができる。ハイテク産業は、ネット上の児童の搾取や、児童ポルノの配信を絶対に許さない政策を作成し実行することができる。

民間セクターは、政府間または非政府組織が今までに実施してきた数々のプロジェクトを参考にするとよい。UNICEF、ILO、UNAIDSほか多くのNGOは、雇用者側と協力して、搾取に遭いやすい児童に、訓練や雇用の機会を提供するプロジェクトを行ってきた。これらのプロジェクトは、危険が伴う分野の外で働く機会が得られるように技術や意欲を向上させることにより搾取を予防すること、また、売春させられていた児童が再び自信を取り戻し、仕事を見つけられるようリハビリを行うことを目的としている。ILO は伝統的に協力関係にあ

る労働団体と協力して、数々の革新的なプロジェクトを実施した。例えば、ILO と労働組合が協力して、単純労働者向けの訓練用および啓発用資料を作成した。

組織が、児童と接する仕事のために人を採用するときには、過去に児童に対し不適切な行為を行った経歴がないことを、確認するための審査手続きを導入することができる。特にサマーキャンプ、寄宿学校、保育所では、このような審査が重要である。つまり、児童の商業的性的搾取の問題や、児童が遭遇するかもしれない危険を認識すれば、民間企業も自分たちなりのやり方でこの問題に立ち向かうことができるのである。児童の商業的搾取と全く関わりのない企業でも、様々なやり方で搾取の根絶に協力できる。その際、民間企業以外との協力も有益である。

さらに言えば、消費者は環境、自分の属するコミュニティ、自分の家族、児童の権利などの問題については、企業責任に特に強い関心を持っている。これらの権利を保護、促進すれば「良いビジネス」をしていると受け取られるであろう。

4. スtockホルム以後 - 旅行観光業界の対応

第 1 回世界会議には観光旅行産業から多くの代表者が出席し、いくつかの重要な合意や決議が提案された。それから 5 年の間に、さらに多くの新しいイニシアチブが作成された。それにもかかわらず、児童擁護団体や法執行機関には、旅行観光産業は児童虐待を監視し、報告するために十分な措置をとっていないと懸念している。

児童の商業的搾取の問題の議論において、「旅行観光業」という言葉が広く使用されているが、それがどこまで及ぶかについて一言で定義することはできない。旅行観光業は旅行者、ツアー業者、航空会社、ホテルは当然として、旅行関連の卸売業者、現地ツアー主催会社、バー、ナイトクラブ、レストラン、バス会社、鉄道、地方の警察なども含み得る。これらの業者には、比較的特定しやすく、従って従来の法制度で規制し

やすいものが一部ある。しかし、この業界で働く個人一人ひとりが、自分の仕事によって児童に被害が及ばないように、児童を保護する道徳的な義務を負っている。

ある調査によると、世界の労働者のうち16人に1人が飲食、宿泊、娯楽、旅客輸送などの接客業に従事している。そのため、企業よりも、従業員一人ひとりが、児童の商業的性的搾取とたたかうために大きな役割を果たすことができる。組織や団体が作成した対策は、何でれそこで働く人達が問題を認識し、目的を信じてこそ、初めて効果を持つ。

旅行観光業では、そこで働く人々に教育がないことを悪用して、低い賃金しか払わなかったり、手当を給付しないことがよくある。さらに、観光は季節によって変動が激しいため、多くの従業員が周期的にレイオフされることも多い。さらに問題なのは、地元の人が低いレベルの仕事を請け負い、管理業務は外部の人間が握っていることである。そのため、従業員は仕事に満足せず、不満を抱えることになってしまう。このような場合には、従業員の権利の尊重が、彼らが接する児童の権利を保護する上で決定的な要素になるかもしれないという点を、業者側が理解する必要がある。

世界観光機関(WTO)は、観光に関わる政策と問題についてのグローバルな場として機能する唯一の政府間機関であり、138の国と地域、および政府・民間セクターから350以上の関連団体が加盟している。WTOの使命は、国際平和、国際理解、経済発展、貿易を促進するための重要な手段として観光を推進、発展させることである。1999年10月、WTO総会は新しい「世界観光倫理規約」を採択した。第2条パラ3は「あらゆる種類の人的搾取、特に児童の性的搾取は、それ自体が観光の基本的目的に反し、観光を否定するものである。(中略)これらに対しては、国際法に照らして全ての国の協力を得ながら精力的に闘い、(中略)これらの行為が外国で行われた場合には、加害者を訪問国と自国の両国の法規により譲歩なしに罰するようにならなければならない。」と規定している。

この規約を支持する国々を代表する政府は、児童の権利に対する侵害を煽ったり、無視することによって生

じる被害から、自国領域内に存在している児童を守るために、厳しい法律を制定し、民間セクターを規制することで合意した。WTO に加盟している民間団体のうち、このイニシアチブに協力する人々もまた、この規約を遵守することに合意した。

WTO は ECPAT や、UNICEF、インターポール、UNESCO、ILO などの国際的な機関と協力して、「児童買春と観光の監視」を開始した。この監視プログラムの目的は、買春ツアーによる児童の搾取を防止し、実態を明らかにし、孤立化させ、根絶することである。現在までに、児童の商業的性的搾取の撲滅に協力していることを示すロゴを作成し、企業がこのロゴを使用するキャンペーンを行った。また、ホームページも作成された。

民間セクターを統括する多くの国際的な組織が、加盟者の行動を制約または規制するために、憲章を作成したり、勧告を採択している。旅行業者協会世界連盟(UFTAA)は「児童と旅行業者の憲章」を作成した。この憲章の特徴は、フォローアップの制度を規定している点である。つまり、加盟者は、商業的性的搾取の被害にあった児童の尊厳や心身の健康を回復するために活動している組織を支援することが求められている。同様に、ツアー業者国際連盟(IFTO)は「児童の性的搾取に反対する営業規約」を制定した。また、国際青年旅行団体連合(FIYTO)および国際女性旅行団体連盟(IFWTO)は、児童買春ツアーとたたかう決議を採択した。

行動を起こしたのは、旅行代理業者とツアー業者だけではない。国際食料・農業・ホテル・レストラン・ケイタリング・煙草及び関連労働組合連盟(IUF/UITA/IUL)は 1996 年、「売春観光旅行に関する決議」を、また国際航空運送協会(IATA)は同年、「児童の商業的性的搾取を根絶するための最終決議」を採択した。

これらの憲章や決議はすべて、児童の商業的性的搾取とたたかうための前向きな進展であると考えてよいが、そのほとんどは自発的なものである。そのため、たとえ加盟者が決議を無視しても、最悪の場合でも、脱退させられるだけである。さらに、労働組合と経営者双方を含む複数の相手と何度も交渉を重ねて文言が

起草されることが多いため、弱い表現に落ち着いてしまうことがよくある。

ヨーロッパの組織も、多くのイニシアチブを立ち上げ、成功させている。欧州連合内の国内旅行代理業者団体およびツアー業者協会(ECTAA)は「児童買春ツアーに反対する宣言」を採択し、買春ツアーに関与したことが判明した加盟者を「即刻」排除することを義務づけた。ホテル、レストラン、カフェおよび類似の業種の国内協会連合(Hotrec)は 1997 年、「児童の性的搾取に反対する宣言」を採択した。Hotrec の宣言は「児童買春ツアー」という言葉を使用することを「遺憾としている」点に特徴がある。その理由として、この言葉は「観光産業に対するイメージを大きく傷つけるからである。買春ツアーがなぜ行われるか」といって、児童の性的虐待を行う者がいるからであり、残念なことに、観光とは関係のないありとあらゆる状況で行われている。」と述べている。

国内の観光旅行産業に対し、独自の国内規範やプログラムを策定した国もある。ツアー業者に対する最も包括的な行動規範は、ECPAT スウェーデンが 1998 年に策定したものだが、これは UFTAA、ECTAA、WTO、ECPAT 国内支部、スカンジナビア諸国のツアー業者など、このような行動規範が適用される多くの組織の協力を得て作成された。このように、文書の最終的な策定であるため、旅行産業と多くの「協力契約」が締結されている。このような契約は、スウェーデンの旅行市場の 95%、北欧の旅行市場の 75%で締結されている。1999 年 11 月には、ドイツとオーストリアがこの連合に参加した。さらに 2001 年 1 月には、イタリア、オランダ、イギリスも参加することに同意している。活動資金は、参加各国の政府と欧州議会が提供しているが、ツアー業者にも資金を提供させることを支持する声も強い。

この行動基準には、5 つの尺度がある：児童買春ツアーに関する倫理的な方針の確立、出発国および目的国における従業員の訓練の実施、納入業者と契約を結ぶ際に児童との性行為を双方とも拒否する条項を追加すること、カタログ、パンフレット、機内上映フィルム、航空チケットの伝票、ホームページなどを通じ、旅行者に情報を提供すること、現地の重要人物へ情報を提供することである。また、このイニシアチブには、独立した機関の指導により、監視を実施することも含まれている。これは、行動規範を遵守する強い意志を

保証するための責任明確化のプロセスの要となる特に重要な要素である。この行動規範はタイ、スリランカ、インド、ブラジル、ドミニカ共和国、キューバにおいて実行されており、それぞれ ECPAT が暫定的な監視機関となっている。このように、同規範は強い影響力を持ち、他にも多くの国が参加を表明している。スカンジナビアのツアー業者は2001年3月、同規範をガンビア、ヴェトナム、ブルガリア、バリ、ケニヤ、トルコでも実施することを宣言した。

しかし、このような行動規範がすべての地域で有効であるとは限らない。例えば、ECPAT オーストラリアによれば、同国では主流の観光産業と直接関係のないところで児童買春ツアーが行われていることが多いため、このような行動規範の効果は限られている。しかし、オーストラリア旅行代理業者連盟の倫理基準に禁止条項を追加するなど、革新的な試みも行われている。国内の観光業の履修課程でも児童買春ツアーが扱われ、生徒達に問題の認識を促している。また、「思いやりのある旅行」という新しいプログラムが立ち上げられ、すべての旅行産業において児童買春ツアーとたたかうための啓発用資料が配布されている。他にも、児童に対する買春ツアー防止のためのキャパシティー・ビルディングに資する「子どもために賢い旅行を」(“Child Wise Tourism”)という革新的なプログラムが観光地で実施されている。ECPAT オーストラリアは、観光旅行業を学ぶ学生、教師、ツアー・リーダーに対し、訓練計画や教材の作成を行った。これは、オーストラリアのツアー業者 Intrepid との密接な協力により実施された。

5. 児童に対するセックスツアーに対する意識の改善

ECPAT インターナショナルは、第1回世界会議以後に採られた措置が十分なものではなかったという懸念を受けて、児童に対するセックスツアーに反対するグローバル・キャンペーンの進行状況に関する報告書の作成を依頼した。そこで、児童に対するセックスツアーに関する世界規模の調査が行われ、その結果を元に、買春ツアーを根絶し、産業界と非政府部門双方の良き取り組み(グッド・プラクティス)を推進するために、戦略が練られた。

「児童に対するセックスツアーおよび行動計画」報告書では、児童に対するセックスツアーへの参加者の人数を特定する手法の開発、児童に対するセックスツアーによる逮捕件数および有罪判決の件数を監視する手法の構築、アジア、ラテンアメリカ、カリブ諸国における商業的なセックスツアーに終止符を打つために活動しているパートナーへの支援プログラムの実施、北米の観光産業と協力した情報提供および訓練プログラムの構築を含め、数多くの点で必要性が満たされていないことを指摘している。

この報告書は、児童買春ツアーに関与するセクターを特定し、今後の課題について述べている。児童の商業的性的搾取には様々なパターンがあり、インターネット、ホテル従業員、タクシー運転手、運輸ターミナル、家族、売春斡旋人、売春宿、同伴相手斡旋業者(escort agencies)、客引き(sidewalk agents)などの業界やそこで働く人々が関与している。また、ホテル、ゲストハウス、別荘、家、売春宿、公共の場など、様々な場所で行われている。

報告書は、重要な取り組みが行われた一方で、特に教育や訓練の分野では課題が残されていると結んでいる。また、意識啓発のためにガイドラインを作成すること、および国際的なデータベースの作成を提案している。さらに、「新しい行動を開始、調整するとともに国内の諸団体を啓発する」ためのECPAT運動の一環として、旅行部門を設けることが決定された。なお、児童の商業的性的搾取に反対する諸機関が、この問題についての理解を深め、テクノロジーの発展に遅れないようにすることが推奨された。

6. メディアの役割

児童の保護と搾取の両方においてメディアが果たす役割については、様々な意見がある。メディアと児童の商業的性的搾取の関係について議論される際、しばしば話題の焦点となってきたのは、信頼できるとかセンセーショナルであるといったこの問題の報道のされ方であったり、問題を十分に理解していないことが多いにもかかわらず、メディアが「キャンペーン」に走りがちなことである。また、暴力やセックスの度合い、視聴者がどの程度の表現までなら許容し、どの程度から過剰すぎると感じるのかが常に変化していくことに

についても、度々議論される。あまり議論されることがないのは、メディアがかなり大きな力を有すること、児童を保護し、正しい情報を与え、問題を明らかにし、注意を向けさせるために、このメディアの持つ力をコントロールするにはどうしたらよいかということである。

これに関連して、ノルウェー政府は1999年11月、「児童の権利条約」10周年記念に際し、児童とメディアの建設的な関係を構築するために「オスロ・チャレンジ」という呼びかけを行った。それによれば「メディアは多くの場合、児童の良き友達である。テレビ、ラジオ、映画、広告、インターネット、出版物、音楽など、様々な媒体を通じて、メディアは他には真似のできないやり方で、児童や若者を保護し、情報を与え、教育し、育て、楽しませ、勇気を与え、共に歩むことができる。だが、同じメディアが児童を搾取し、虐待し、間違った情報を与え、排除し、墮落させ、それによって「児童の権利条約」が保障する権利を奪うこともできる。メディアは児童の生活の中心に位置し、その影響力はますます大きくなっているため、良くも悪くも児童の人生に影響を与え得る存在である。」

「第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」と「オスロ・チャレンジ」に触発され、メディアの持つ力をコントロールし、児童の商業的性的搾取とたたかい、児童を保護するために、メディア自身により、またはメディアと協力して数々のプログラムが作成された。

例えば、ジャーナリストと協力して、児童についての話題だけでなく、児童に影響を与え得るより広い問題を取り上げることがを促進するイニシアチブが多数存在する。イギリスのNGO「プレス・ワイズ」はUNICEFの中東欧、CIS、バルト諸国の地域事務所と協力して、ジャーナリストが日々直面している「どの話題を取り上げ、またどのように取り上げるべきか」を選択する問題について話し合うために、トレーニングを実施している。「プレス・ワイズ」でトレーニングを行うのは皆現役のジャーナリストか、既に引退したメディアの専門家であり、参加者のメディアに対する理解を深め、ジャーナリスト仲間の信頼を醸成するという効果がある。

度々引用される簡単な例を挙げると、新聞で児童に対するセックスツアーについて報道されるとき、児童虐

待が行われているリゾート地の名前も明らかにされる。このように、普通の読者にとっては当たり前の情報も、性的搾取を行おうとする人にとっては、次の旅行先を決める上で重要な情報になる。児童の商業的性的搾取について人々に関心を持たせたいと期待して記事を書く記者が、常にこのような可能性まで意識しているとは限らない。

児童の商業的搾取の問題の複雑さを理解していない報道は、搾取をセンセーショナルに扱ったり、世論を不適切に刺激することにより、問題の本質をゆがめてしまうことがある。その好例がいわゆるタブロイド紙による「魔女狩り」で、その報道により有罪判決を受けたペドファイルが怒りに燃えた市民の標的となり、攻撃にさらされた。だが、これらの市民は、児童の性的虐待を行う人の大多数はペドファイルではなく、有罪判決も受けていない、近所に住んでいる「普通の男性」だという事実におそらく気が付いていないか、または間違った情報を与えられているのだ。

その一方で、児童の商業的性的搾取を国際社会の課題とするために、第1回世界会議が与えた影響は、世界中のジャーナリストの素晴らしい働きによるところが大きい。彼らはストックホルム会議開催中だけでなく、それに先立つ数ヶ月前や、まだ地域準備会合が開かれていた頃から、この問題を取り上げてきた。

児童の商業的性的搾取の問題をジャーナリストにうまく伝えてもらうために重要になるのは、彼らは単なる傍観者ではなく、児童の商業的性的搾取とたたかう上で重要な役割を果たしていることを認識し、それを理解することである。ジャーナリストと協力し、ジャーナリストという職業の実態に敬意を払い、彼らの仕事を支援することが最も重要である。

また、若者のエンパワーメントのためにメディアが果たすことのできる役割について理解することも重要である。若者が自らの可能性を発揮させ、搾取から身を守るためには、自信とアイデンティティを持たせる活動が欠かせない。現代のメディア文化は、若者の性表現にますます大きな影響を与えており、多くの場合従来通りの性教育では追いつかない。メディア・イメージは強い力を持ち、生活のあらゆる場面に浸透している。

そして世界中の若者が、メディアに影響された暮らしに満足している。

伝統的な世界観に適合するやり方でメディア教育を行う、新しいプログラムが作られつつある。ジャーナリストは、HIV/AIDS や妊娠などのリプロダクティブ・ヘルスに関わる重要な問題を取り上げて、性教育を行うことができる。このようなキャンペーンは若者向けのマンガ、雑誌や、その他大衆文化的なメディアで実施されてきた。ナイジェリアで実施されたある革新的なキャンペーンは、「自らを知り、自分を大切に、選択肢があることに気が付いており、技術を持った 10 代の若者のみ、安全で責任のあるセックスを行うことができる。」という考えを基に実施されている。

7. 児童のメディア・イメージと商業的性的搾取

児童を性産業において、イメージは今なお非常に重要な役割を果たしているが、これに対し民間セクターが様々な行動を起こすことができる。イメージと児童の商業的性的搾取の結びつきが最も目立つのは、ファッションと、ミュージック・ビデオの業界である。非常に性的なイメージの服や香水などのファッション・グッズを宣伝するために、未成年の少女(または発育不十分の大人の女性)を起用する今の傾向は、児童擁護団体や、虐待者の行動を研究、分析する人々に強く批判されている。性的虐待を行う者は、社会で受容されていると自分が考える規範に基づいて自らの行動を評価しており、児童の性的なイメージによって、これらの者は自らの衝動や行動が自然なものだと思ってしまうことが判明している。10 代のアーティストを取り上げたり、学校や「10 代」の設定のミュージック・ビデオにおいて、性的な行動に関する表現がますます明らかになっていくことにより、早いうちから性行為を経験しても良いという有害なメッセージが発出される結果、虐待者の行為を正当化し、児童に混乱をもたらすことになりかねない。

この問題については、非常に多くの議論があり、共通の理解はない。問題は、政府、政府間、非政府の議論の場に、ミュージック・ビデオ、コンピューター・ゲーム、その他の「イメージを作り上げる」産業が参加していないことである。この問題と真剣に立ち向かうためには、これまでのようなこうした議論を肯定的または批判

的な言葉で評するという態度は、協力して調査を行うという態度に取って代わらねばならない。

テレビドラマや映画産業についても同様であるが、この分野では、児童を保護し、児童の商業的性的搾取の根絶を促進するための方策が模索されてきた。子役が微妙な題材に対処する助けとなるプログラムやガイドラインが作成されており、また、テーマを適切に描写するよう監督を指導するイニシアチブが実施されている。また、児童にとって有害になりかねない題材から児童を保護するために、テレビ番組の選別や格付けを行うという新しい動きがある。1997年、欧州議会は放送関係者に対し、複雑なふるい分け制度を導入するよう求めた。この動きは結局「時期尚早」と受け取られたが、児童を保護するために他にどんな手段を取ればよいか研究が始められた。暫定的な妥協策として、今では、有害となりかねない番組に先立ち、警告が出されるようになっている。

8. 新技術の発達が児童の商業的性的搾取に与える影響

過去10年、インターネットの発達は急速なあまり、規制が追いつかない状態にある。その結果、規制がされないことから児童の性的虐待を行う人は、通信の速さ、アクセスしやすさ、匿名性を享受してきている。情報やイメージが瞬時にやりとりされるため、警察が介入するリスクは低くなり、国境通過の際の関税検査もない。

しかし、インターネットは現実に行われている児童虐待をより簡単に、安全にただけではなく、児童を傷つけるための、新たな、より有害な手段となったのである。インターネットは様々なやり方で、児童の性的搾取のために悪用されている。最もよくあるのは、児童ポルノ・イメージを掲載することである。これにより、児童が様々な被害を受けることは、広く認識されている。児童は、ポルノ・イメージを作成するときや、コンピュータの画面上で虐待行為を目撃してしまったときに虐待を受ける。また、そのような行為を「普通」と思わせるようなイメージを見ることにより、「他の人もやっている」と思い、自分も児童ポルノの作成に参加しようとするかもしれない。

インターネットの影響が及ぶ範囲の広さ、使いやすさ、多くの児童は親達よりもコンピュータが得意という点を悪用して、虐待者はニュースグループやチャットルームで児童に直接「話しかけ」、不誠実でずるがしこい手段を用いて児童と友達になりまた孤立させ、一対一で接触し、虐待するための環境を整える。しかも、親や保護者は全く気がつかないことが多い。警察のネット上の犯罪の専門家が、ネット上のストーカーを特定し、取り押さえるのに成功した国もあるが、児童を異常にかまったり、ストーカー行為を行うことは深刻な問題である。

多くの NGO が、両親、教師、その他の保護者に対し、児童がらくらくと使いこなしている新しいテクノロジーに追いつき、ネット上で児童を保護し、安全にインターネットを使用できるよう支援するイニシアチブを実施している。ロンドンに本部を置く NGO「チャイルド・ネット・インターナショナル」は、児童の保護だけでなく、インターネットのプラス面の理解の推進にも努めている。

新しいテクノロジーが投げかける課題は、日々変化している。1996 年以降、多くの新しいテクノロジーが開発されたが、それらは児童を搾取に遭いやすくも、逆に児童を保護することもできる。高度に工業化が進んだ国々では、携帯電話やショートメールが児童にとって重要な「道具」になっている。パソコンの画面に向かって、児童がインターネットで何をしているかさえ、親が把握するのが難しいならば、彼らが校庭やバス停から携帯電話でどんなメッセージをやりとりしているのか、チェックできるはずがない。だが、現実には多くの児童がメッセージをやりとりし、インターネットを見たり、ネット上の様々な情報に触れて、逆説的に孤立化させるテクノロジーを用いて自分の世界を作り上げている。

技術と携行可能な「パーソナル」機器は、保護者の目の届く広い世界への児童の関与を減少させ、児童を親の手の届かない小さくて閉鎖的なコミュニティに孤立化させる。その結果、そのような世界は児童を傷つけようと狙う者の標的となる。報告によれば、先進国の一部では、携帯電話だけを使用して児童買春の仲介が行われる。児童を携帯電話により効果的に「束縛」し、携帯電話を使って客を児童に引き会わす。

商業的性的搾取から児童を保護する上で、新しいテクノロジーが難題の一つであることには疑いがない。児童を傷つけるのではなく、児童のためになるように新しいテクノロジーを使用するために、このようなテクノロジーを考案、開発、製造、販売する人を話し合いに参加させる必要がある。

9. 児童の商業的性的搾取に対する民間セクターの反応

児童の商業的性的搾取の問題に対し、民間セクターは様々な反応をしている。多くのイニシアティブがあるが、これらのイニシアティブはまだその成果を出していないか、十分に検討されていない。

児童を搾取から保護するための手段として、民間産業はしばしば行動規範を設定してきており、この手段には大きなメリットが期待できる。行動規範により、児童を保護する枠組みを作ることができる。またそれによって、法の抜け穴を特定して、自ら義務を負うことによりそれを防ぐことができる。さらに、関係者に対し、児童の商業的性的搾取の根底にある問題や、彼らの行動が児童に与える弊害、搾取根絶への協力の可能性を理解させる助けとなる。このような行動規範は、ツアー業者、インターネット・サービス・プロバイダ、イメージ作成業者など、民間セクターにおける多くの産業でも利用できる。事実、行動規範の策定は、児童の商業的性的搾取の根絶に取り組んでいる様々な民間産業で、最も意見の一致を見る目標である。

しかし、行動規範には多くの欠点があることも理解する必要がある。第一に、行動規範は例外なく自発的なもので、拘束力がない。とくに、法律上は何の拘束力もない。「～した方がよい」、「～すべきである」という表現が多く、産業界に対し、行動を変えるよう駆り立てるような積極的な義務づけを課すわけではない。また、適用範囲が狭く、利己的である。さらに、行動規範を実行する者が起草するため、明らかに自分の意図に沿うように策定されがちである。例えば、失敗に終わった行動規範の初期の例を挙げると、衣料製造業者が策定した行動規範では、国内法および国際法上明示的に保障されている労働組合結成の権利に関する条項が抜け落ちていたため、多くの批判を受けた。

行動規範に適合しているかどうかは、内部的に監視を行う場合が多く、規範との適合性についての外部からの精査が困難である。監視が実施されているか、監視を行う人が必要な訓練を受け、感受性を持ち合わせているか、侵害の事実が隠されていないかどうかについての、外部に対する公約はあまりない。さらに、企業は監視を行う人に直接謝礼を支払うため、きちんとした監視を行わずに、謝礼だけをもらおうとする可能性も否定できない。

さらに、行動規範がその企業の従業員などに、広く配布されないことが多いという問題がある。アメリカ労働省が行った最近の調査によると、労働基準に関する行動規範を定めている多国籍企業のうち、検査官の求めに応じて、行動規範のコピーを提出できたのは半分以下であった。最後に、これはおそらく最も致命的であるが、行動規範を定めることにより、各国の法を厳しくしようという意欲がそがれかねないという批判がある。また、行動規範を適用することにより、民間セクターの行動が法に代わるものとなり、法執行が民間に移行し、基準を逸脱しかねないという懸念もある。

上記のような欠点の多くは、児童の保護にあたって民間産業の指針となる行動規範が、まだ成立して間もないことに起因しているかもしれない。批判に耳を傾け、よく練り上げた規範を忠実に実施し、遵守できれば、児童の商業的性的搾取根絶のための運動の支援の規範となるだろう。妥協案として、企業の外部の人を行動規範の起草に参加させるというやり方があるかもしれない。

民間セクターが、児童の商業的性的搾取の根絶にあたって、最も大きな役割を果たすことができるのは国際協力の分野であることは明らかである。旅行、観光、メディア、新技術関連産業は、国際的な性質を持っている。また、国際的な性質を有しない民間セクターも、同様の産業の成功や失敗例から重要な教訓を学ぶことができる。関連する民間セクターが国際的な話し合いの場で互いに協力すると同時に、民間セクターが国際基準の策定に関与している諸組織と協力するという2段階で協力を行う必要がある。一部に民間セクターが含まれているだけの場合も含め、あらゆる場面で国際協力を推進する必要がある。

第1回世界会議のような国際会議や、世界観光機関(WTO)総会のような特定の産業に係る会議により、民間セクターで働いている人々が採るべき必要かつ望ましい手段の基礎が築かれた。児童の商業的性的搾取は国際的な側面を持つ問題であり、旅行の高速化、先進国と発展途上国の格差の増大、メディアの分野を含むグローバリゼーションの進展、新技術により即時の情報のやりとりが可能になったことなどの影響により、助長されたり、悪化したりしてきた。

児童の商業的性的搾取の多くの段階で、民間セクター産業が関与しているかもしれないということは、搾取根絶のために、業界や企業が主導的な役割を果たす必要があることを示唆している。この問題と取り組むためには、すべての民間セクター産業が、国際的に協力する必要がある。今はまだ最初の一步が踏み出されたばかりであり、多くの課題が残されている。

ⁱ このプレスキットは、2001年12月17日～20日、横浜において開催される「第2回児童の商業的搾取に反対する世界会議」の参加者向けに準備された、6つのテーマ・ペーパーのうちの一つ、「民間セクターの役割と関与」の要約である。著者はMark Erik Hecht、およびLisa DeLong。当レポートは、会議への寄稿として、ECPATインターナショナルが同氏に依頼したものである。調査に使用された参考文献、およびその他全ての資料は、原文に掲載している。

ⁱⁱ 当テーマ別報告書において、民間セクターは主に営利目的産業を指している。テーマ・ペーパーで述べられた内容の多くは市民団体にも関連があり、商業的性的搾取から児童を守るために活動している非営利団体も多数存在するが、搾取防止に協力する動機は、営利目的か否かにより大きく異なる。